

さいたま市道の認定及び廃止に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、道路網の整備と管理の適正化を図るため、道路法（昭和27年法律第180号）の規定に基づき、さいたま市道（以下「市道」とする）の路線認定及び廃止についての必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公道 道路法第3条に定める一般国道、県道及び市道をいう。
- (2) 私道 一般交通の用に供されている、私人等が所有並びに管理する公道以外の道路をいう。
- (3) 公共施設 国、県及び市が所管する、公園もしくは広場に類する施設で、接続する道路と同程度以上の通行機能が確保されているものをいう。

(認定の要件)

第3条 市道の路線認定を行うことができる道路は、法令その他に定めるものを除き、次の各号の一に該当するものでなければならない。

- (1) 公道から公道又は公共施設へ通じていて、安全で円滑な交通ができるもの。
- (2) 国道又は県道の廃止に伴い、市道として存置する必要がある道路であるもの。

(構造の要件)

第4条 市道の路線認定を行うことができる道路の敷地及び形状は、次の各号に該当するものでなければならない。ただし、市または国、県の事業及び法律で認められた事業において、事業者の要請により道路整備以前に路線認定を先行して行う必要がある場合はこの限りではない。

- (1) 道路敷地の幅員が4メートル以上あるもの。
- (2) 通行に支障がないように、道路が交差又は屈曲する箇所に隅切を設けられるもの。
- (3) 道路占用物件その他の附属物が道路管理及び交通に支障のないもの

- (4) 民有地との境界が境界石等で明示されているもの
 - (5) 道路に隣接する土地所有者の同意が得られること。ただし、前条第 2 号に該当する場合はこの限りではない。
- 2 土地区画整理法(昭和 29 年法律第 119 号)、土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)又は都市再開発法(昭和 44 年法律第 38 号)の規定による事業の施行により廃止した道路の存置部分、及び道路敷の付替交換又は道路敷払下げに伴い廃止した道路の存置部分については、前条及び前項の規定にかかわらず路線認定することができる。

(私道の認定要件)

第 5 条 私道を市に寄付し、路線認定するための要件は別に定める。

(廃止の要件)

第 6 条 市道を廃止する場合は、法令その他に定めるものを除き、次の各号の一に該当するものでなければならない。

- (1) 道路の新設、改良又は開発行為等により不用となる道路であること。
 - (2) 土地区画整理法、土地改良法又は都市再開発法等に基づく事業の施行により不用となる道路であること。
 - (3) 国又は県に移管した道路であること。
 - (4) 周辺地域における土地利用の変化等によりこれを廃止しても公益上支障がないと認められる道路であること。
- 2 前項第 4 号により市道を廃止する場合は、廃止することについて地先関係者の同意がなければならない。
- 3 道路としての機能がある市道を廃止する場合は、機能代替する道路を設けなければならない。なお、道路としての機能がない場合は、機能代替する道路を設ける必要はない。

(路線の変更)

第 7 条 市道路線の変更は、第 3 条、第 4 条及び第 6 条の規定に準じて行うものとする。

附 則

この要綱は、平成 13 年 5 月 1 日から施行する。

なお、施行日前に手続きを行ったものについては従前のとおりとする。